

② 居宅生活動作補助用具の給付(住宅改修費)

在宅の身体障がい者(児)のための改修工事費(用具の購入を含む)の一部を補助します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下肢、体幹機能障がい、障害等級1・2・3級の人 (2) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい、障害等級1・2・3級の人(移動機能障がいに限る) (3) 肢体不自由のみの総合等級2級以上でかつ、下肢・体幹機能障がい、障害等級1・2・3級の人 (4) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がい、障害等級1・2・3級の人 <p>※ただし、児童については学齢期以上の身体障がい児で、上記に該当するもの</p>
住宅改修場所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替 (5) 洋式便器等への便器の取替 (6) 上記(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる工事
手続きに必要な書類等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日常生活用具購入費支給申請書(窓口に備え付けあり) (2) 所得・税額調査同意書(窓口に備え付けあり) (3) 身体障害者手帳の写し (4) 工事見積書 (5) 改修場所の見取図等 (6) 改修工事前の写真(ポラロイドは不可) (7) 自己所有以外の場合は家主の改修承諾書 (8) 医師意見書(対象者(4)に該当する場合)
受付場所	市役所障害福祉課(各支所、東部・西部保健福祉センターでは書類受付のみ)
注意事項	<p>※改修工事の着工・施工前の申請が必要です。</p> <p>※本制度は現在お住まいの住宅につき、1回限りとなります。</p> <p>※総工事費の20万円までが助成の対象となります。</p> <p>(世帯の課税状況により助成対象工事費の1割自己負担がある場合があります。)</p> <p>※自己負担は業者への委任払い(業者へ自己負担分のみ支払う)となります。</p> <p>※65歳以上(特定疾病の方は40歳以上)の方は介護保険の対象となります。</p> <p>※65歳未満の生活保護受給者の方は障害福祉サービス優先となります。</p>

《お問い合わせ》 障害福祉課

